

1 現指定管理者選定の経緯

1 前指定管理者の解散と北部斎苑における大規模改修工事計画

- (1) 第1期、第2期指定管理者の一般財団法人川崎市保健衛生事業団が平成25年度末をもって解散することが決定
 <第1期:川崎市保健衛生事業団 第2期:川崎市保健衛生事業団・富士建設・高砂炉材共同体>
- (2) 北部斎苑の施設の老朽化、将来的に増加していく火葬需要や多様化する葬儀形態への対応等のため、北部斎苑における大規模改修工事を計画



2 平成26年度からの第3期指定管理者選定の視点

- (1) 葬祭場という施設用途・特性を踏まえ、公益性・持続性の確保が求められること。
- (2) 北部斎苑の大規模改修工事期間中という特殊事情においても、市民サービスに影響が生じないよう、安定的な運営が求められること、及び利用者の安全確保が必要であること。
- (3) 工事期間中であり、工事責任者である川崎市との緊密かつ円滑な連携が求められること。
- (4) 葬祭業には地域性があり、地域のことをよく理解することが求められること。

※上記(2)から(4)については「民間活用推進委員会(*)」から出された意見である。

* 外部有識者委員で構成される附属機関 → 現在の、「指定管理者選定評価委員会・斎苑部会」



○「公益財団法人川崎市シルバー人材センター」の活用

- ① 公益性、持続性が確保できる市の出資法人
- ② 指定管理者制度の導入以降、良好な実績を有した保健衛生事業団から、職員及び運営手法のノウハウ等を円滑に事業継承することにより、引続き安全・安定的な運営が可能
- ③ 従前どおり市と緊密かつ円滑に連携を図ることが可能
- ④ 葬祭業に求められる地域性について十分な理解を有している。

○指定管理者制度は、原則、公募・期間は5年であるが、工事期間中という特殊な事情に鑑み、非公募とし、指定管理期間は工事期間に合わせて4年間とする。

2 選定の妥当性の検証

(1) 公益性・持続性の確保

① 公益財団法人として、また、市の出資法人として、公益性・持続性を担保しながら、公務員に準じた高い倫理性を確保し、真摯に業務を遂行した。

(2) 円滑な事業継承と工事中における安全かつ安定的運営の確保

- ① 前指定管理者の職員を継続雇用し、運営手法のノウハウ等を着実に継承した。
- ② 円滑な事業継承による、適切、柔軟な管理運営により火葬需要等に的確に対応した。
- ③ 工事に伴う休苑の際、北部斎苑のスタッフを南部斎苑に派遣し、南部斎苑の火葬受入れ件数を増やすことにより、火葬需要の増加に対応した。
- ④ 工事に伴うトラブルや事故を招来することなく、安心・安全で円滑な運営を確保した。

(3) 市との緊密な連携

- ① 定期的に市との連絡会議を開催するほか、友引日のモデル実施等、市の政策に沿った対応を実践した。
- ② 市と緊密に連携し、設備の故障等の突発事項や休苑に際して、緊急措置等により的確な対応を図った。
- ③ 市への適切な情報提供等により意思疎通を図り、安全性・安定性を確保した。

(4) 地域住民、葬儀事業者等からの信頼性の確保

① 事業内容、地域特性を踏まえ、葬儀事業者や近隣住民との良好な信頼関係を継承し、利用者にとって安全・安心で円滑な運営に貢献した。

◇ 外部有識者による検証 = 管理運営に対する全体的評価 =

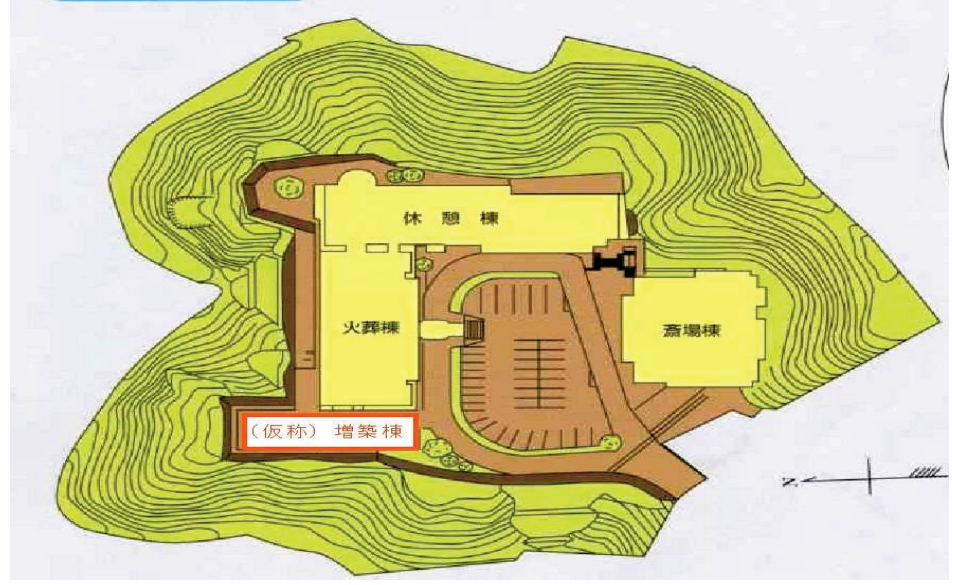
川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会・斎苑部会において、現指定管理者の平成26年度から平成28年度の各年度評価にあつては、「基本協定書」及び「仕様書」に沿い、かつ、老朽化による不具合多発と工事継続の中で、事故やトラブルを招来することなく業務を執行している。また、利用者の満足度も高いことが認められ、的確・適切な管理運営がなされたと判断できる、との評価を受けている。

3 大規模改修工事スケジュール

第3期指定管理者選定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
大規模改修工事	火葬炉改修	増築棟建設工事	既存棟改修工事	駐車場工事		
指定管理	第3期指定管理期間(H26~H29)			第4期指定管理期間(H30~H34)		
変更後	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
大規模改修工事	火葬炉改修【完了】	入札不調	増築棟建設工事	既存棟改修工事	駐車場工事 <概ね1年の工期> <H30工事費要求>	
指定管理	第3期指定管理期間(H26~H29)			【延長】第3期指定管理期間(~H31の2か年)		第4期指定管理期間

工事期間の延長
 ※火葬炉改修工事入札不調、増築棟建設工事入札不調

配置図



4 課題と対応

【課題】

(1) 大規模改修工事の特殊事情の継続(～平成31年度)

引続き、安定的かつ安全面に配慮した運営及び市との緊密な連携が求められる。

(2) 原則に基づく公募により指定管理者が変更となる場合の課題

葬祭場という極めて特殊性の高い施設運営においては、業務習熟までに一定の期間を要するが、一連の工事期間中において運営交代が重なった場合、運営に支障が生じ、利用者等にとっての安全・安心等の確保が困難となることが懸念される。

【検討】

◆ 所管局内協議の開始 平成28年4月～

◆ 関係部局協議の開始 平成29年3月～

・平成29年6月16日(金) 民間活用調整委員会幹事会

・平成29年6月29日(木) 民間活用調整委員会

【対応】

◎ 現指定管理者の良好な運営実績の継承

現在の「基本協定書」及び「仕様書」において、大規模改修工事を前提とした管理運営が定められているとともに、すでに実施済みの大規模改修工事(火葬炉入れ替え等)においても安定した運営実績を有しており、H29年度以降も継続される工事においても安定した運営が期待できる。

5 外部有識者による審議

□委員会名 「川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会・斎苑部会」

□開催日時 平成29年7月5日(水) 午後2時から

□委員構成 3名 [弁護士・中小企業診断士・川崎葬祭具協同組合理事長]

◇発言要旨

○すでに一定の信頼関係のもとに連携協力できており、工事が終了するまでは指定管理者を代えるべきではない。

○工事への対応もさることながら、老朽化による不具合が多数発生している中、利用者の事故やトラブルが生じないような運営のあり方が非常に重要で、これまでの経験がある指定管理者が継続するほうが適正な運営が可能になる。

○工事が実施されており、混乱回避のためにも現指定管理者との連携を密にする必要があり、代えないでいただきたい。

【指定管理者選定評価委員会・斎苑部会としての結論】

葬祭場の管理運営については、今後も指定管理者制度を活用しつつ、現指定管理者を引き続き活用すべきである。

「(仮称)増築棟」イメージパース



6 今後の方針について

工事の延長期間に合わせ、現指定管理期間もH31年度末まで2年間変更(延長)することとし、現指定管理者の経験と実績に基づく安定した施設運営を行うことが最適である。